



松原市文化財報告 第11冊

新堂遺跡 2

松原市新堂4丁目土地区画整理事業地区内における
店舗建設工事に伴う新堂遺跡E7-1-68発掘調査報告書

令和3(2021)年3月

松原市教育委員会

例 言

1. 本書は、松原市教育委員会が事業者であるイオンタウン株式会社から依頼を受け、令和2年度に実施した周知の埋蔵文化財包蔵地「新堂遺跡」の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査及び整理作業にかかる費用は、調査依頼者であるイオンタウン株式会社が負担した。
3. 現地調査・整理作業は大矢祐司(松原市教育委員会)が担当し、現地調査を清岡廣子((株)島田組)、整理作業を丹生泰雪((株)島田組)がそれぞれ補佐した。
4. 本書の編集は大矢が行い、1・2・3・7を大矢が、4・5・6を丹生がそれぞれ執筆した。
5. 本書で用いた座標値は、すべて世界測地系(測地成果2011)による平面直角座標系第VI系の数値で、m単位で表記した。また、水準値は東京湾平均海面(T.P.)を基準とする海拔高で表した(例:H=23.0m)。
6. 地層の土色は、小山正忠・竹原秀雄編『新版 標準土色帖』(農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修)を用いて目視により比定した。
7. 発掘した遺構は、検出順にアラビア数字で通し番号をつけ、その後ろに遺構の種類を文字で付して遺構台帳を作成した(例1:S001ピット)。ただし、本書の掲載にあたっては紙幅の都合上「S」記号及び3桁目の「0」を省略した(例2:01ピット)。
8. 調査の実施にあたっては、調査依頼者及び関係者の皆様にご協力を得た。
9. 表紙の画像は、国土地理院が作成した「基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)」のデータをもとにQGISで作成した。
10. 発掘調査に伴う遺物及び図面・写真などの記録類は、全て松原市教育委員会が保管している。
11. 本書の作成にあたり、下記の文献を参考とした。

大阪府教育委員会1978、『丹比新堂遺跡発掘調査現地説明会資料』

大阪府教育委員会1981、『丹比柴籬宮跡発掘調査概要-I』

大阪府教育委員会2006、『新堂遺跡』大阪府埋蔵文化財調査報告2005-6

(公財)大阪府文化財センター2020、『新堂遺跡』松原市文化財報告8/公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書303

岡本武司2011、「南河内における古代道路-古代丹比地域における古代道路の復元-」『大阪府立狭山池博物館研究報告』7

松原市教育委員会1986、『松原市遺跡発掘調査概要』昭和60年度

松原市教育委員会1987、『松原市遺跡発掘調査概要』昭和61年度

松原市史編さん委員会1985、『松原市史』1 本文編 1、松原市役所



図1 発掘調査地位置図

1 調査に至る経緯と経過(図1)

今回の調査は、松原市新堂4丁目土地区画整理事業地内における店舗建設工事の内容に変更が生じたことを契機とする。

事業地については、造成工事のみでなく店舗の基礎なども含め文化財に影響を及ぼす範囲について松原市教育委員会と(公財)大阪府文化財センターが共同で発掘調査(E7-1-61)を実施し((公財)大阪府文化財センター2020)、店舗の設計変更が生じた時点で現地調査は終了していた。そのため、松原市新堂4丁目土地区画整理組合と埋蔵文化財保存に関する協定について、令和2年(2020)12月17日付けで新たに締結し、埋没保存が不可能となった店舗スロープ独立基礎のうち5か所(調査面積63.7㎡)について記録保存調査を実施することとなった。

協議締結後は、依頼者から発掘調査作業業務の委託を受けた株式会社島田組と調査地で造成工事を実施している戸田建設株式会社大阪支店の2者を加えて、調査にかかる調整を実施した。調整終了後、令和2年12月25日付けで事業代行者であるイオンタウン株式会社と発掘調査についての覚書を取り交わし、令和3年(2021)1月5日から令和3年1月15日にかけて現地調査を実施した。現地調査終了後は、引き続き整理作業を実施し、令和3年3月31日に本書の刊行をもって全ての作業を終了した。

本件調査での記録方法であるが、遺構の図化についてはトータルステーションによる計測を主とし、一部はデジタルカメラの撮影画像からオルソ画像を作成した。また、写真撮影についてはNikon D610を使用し、RAW形式及びJPEG形式で保存した。

2 位置と環境(図2・3)

松原市は、大阪府の中ほどに位置する面積16.66km²の市である。市域は東西約5.8km、南北約5.1kmで、南端の丹南で標高約39m、新大和川に接する北端の天美北で標高約10mと北向き勾配である。南北走る台地の間に沖積低地が広がる扇状地状の地形で、河内長野市天野山中を水源とする西除川の左岸が陶器山丘陵から伸びる泉北台地、右岸が羽曳野丘陵から伸びる河内台地(瓜破台地)である。両台地は主に更新世以降の河成堆積層で形成された段丘面を成しており、面上には浅い谷筋(開析谷・構造谷)や窪地が発達している。飛鳥時代より後に、これらの地形を利用し段丘上を耕地化するための溜池や用水路が多く造られ、沖積低地には律令制の土地区画である条里が施工されており、その痕跡が残る。

新堂遺跡は、河内台地とその西に隣接する沖積低地面にかけて広がる旧石器時代～近世にかけての複合遺跡で、旧称は丹比柴籬宮跡及び丹比新堂遺跡である。段丘の縁には西落ちの撓曲と思われる低い崖面が見られ、段丘上には松原村の新堂集落が存在する(図2)。また、集落の中を中高野街道が通り、長尾街道に向かって北西方向に延びる住吉道が分岐する。江戸時代の河内国丹北郡松原村は上田・新堂・岡の3つの集落から成り、中世末の松原郷がもととなっている。はじめは幕府領であったが、正徳2年(1712)より川越藩主秋元氏の領地となり幕末に至る。

当時の松原村の景観を知る手がかりとしては、「松原村延宝検地絵図」と年未詳の「松原村絵図」(317cm×283cm)が存在しており、詳細な筆界が描かれている後者

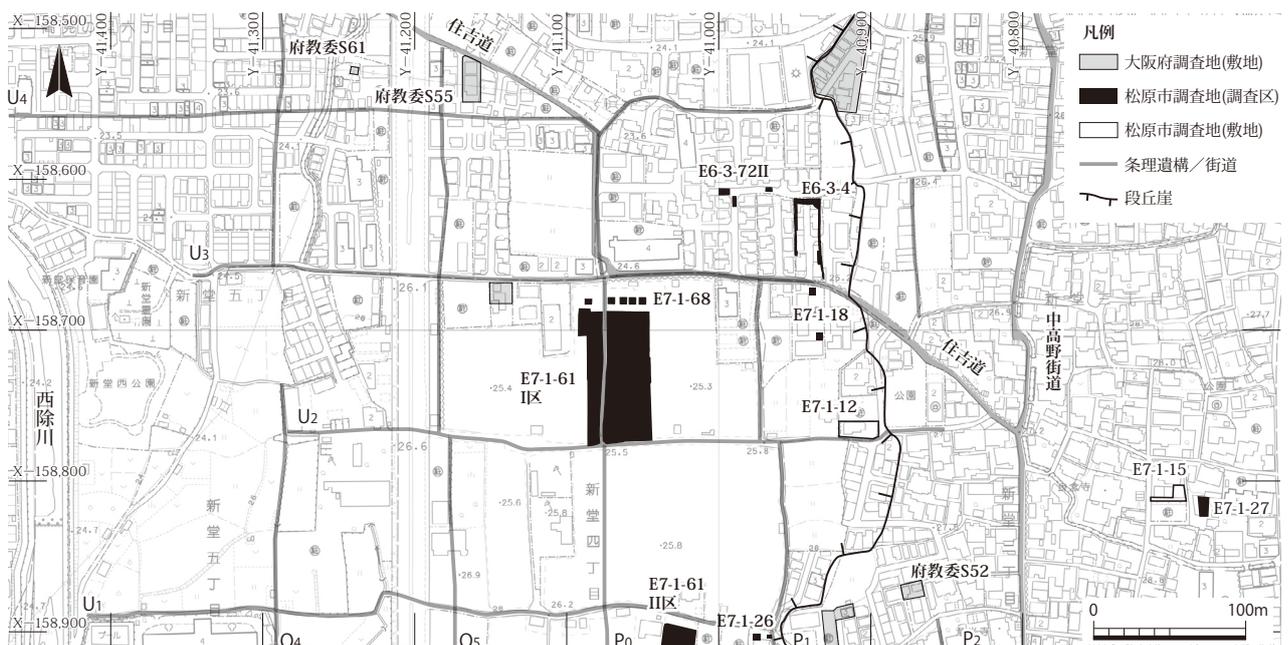


図2 既往調査等周辺状況図

の読み取り図を本書に掲載した(図3)。この絵図は、彩色の凡例に注記がなく、年紀なども一切記されていないため写しと考えられる。また、近代の貼紙2枚のうち1枚に「中河内郡松原尋常高等小学校出品 / 検地帳 / 文禄三年調製」とあり、近代には文禄検地に伴うものと考えられていたようである。製作年不詳であるが、絵図からは段丘上の谷や崖面、そして低地の埋没河川など地形の制約を受けつつ、飛鳥時代以降に溜池と水路網による水上優位の灌漑システムが形成されていったことが読み取れる。

3 近隣の調査成果 (図2、4～10)

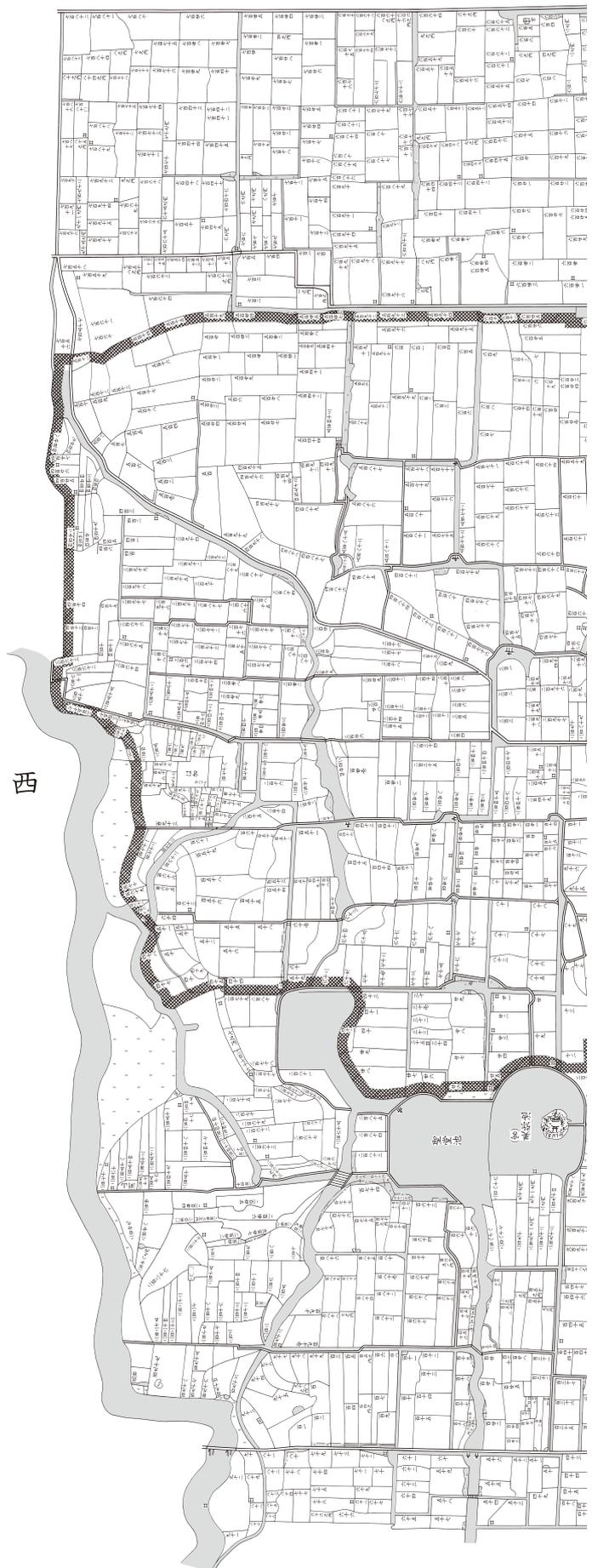
新堂遺跡は、先述のとおり段丘から低地にかけて広がる遺跡である。段丘上では、耕地化が開始される飛鳥時代以前の遺構が確認された事例は少ないが、段丘の西縁(図2：府教委S52)では7世紀後半の掘立柱建物が確認されている。

低地では、西除川などの河川氾濫や段丘からの土砂流出により形成された高まりに居住域を形成しており、今のところ土地区画整理事業に伴う調査であるE7-1-61のI区で検出された弥生時代後期の竪穴建物が最も古い。この地点から北東のE6-3-72II(図4・5)では流路から石包丁が出土しており、周辺の後背低地で水田が営まれた可能性がある。

E7-1-61では弥生時代後期の遺物の出土量が多いが、縄文時代晩期や弥生時代中期の土器も同地点で出土している。また、北側の地点(図2：府教委S55)においても縄文晩期の土器と石棒が出土しており一定の活動が想定されるが、集落の所在地は不明である。

また、同地点II区では弥生時代後期～古墳時代前期の流路S0034に沿う形で古墳時代中期の溝S0030が検出されており、低地部での流路固定と灌漑水路の整備が試みられたと考えられる。

さらには、この地点より北東の段丘崖に近いE6-3-4で確認されたS001流路では、木橋が確認されており、出土した須恵器から6世紀末～7世紀始め頃と考えられている(図6～9)。この流路からは埴輪も出土しており、通常の円筒埴輪に加え人物埴輪の腕部と格子目の刻みを有する大型円筒埴輪が出土している(図10)。E7-1-61においても埴輪が出土しており、段丘の西縁などに古墳が築かれた可能性がある。



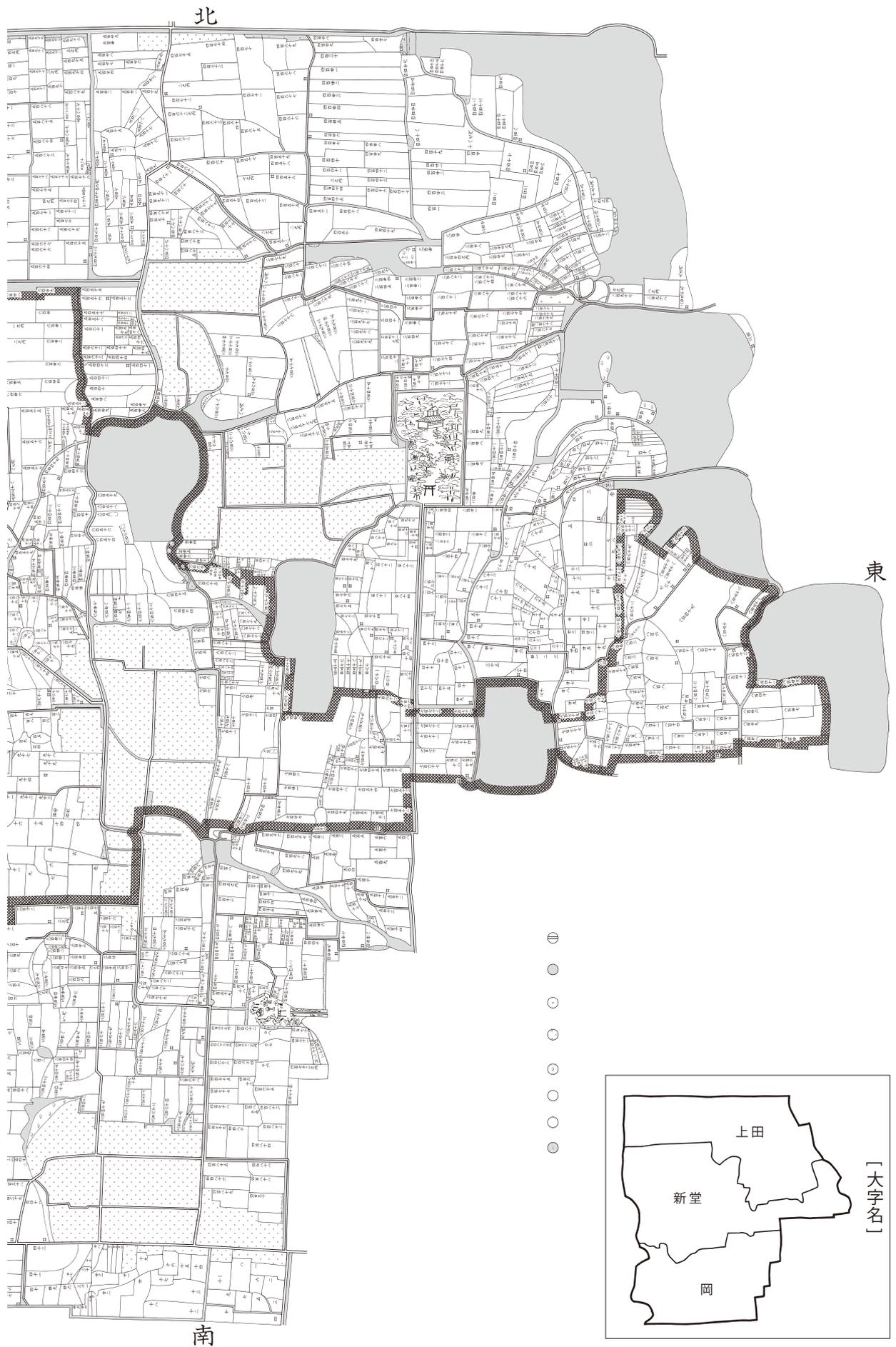


図3 松原村絵図(読み取り図) 個人蔵



図4 E6-3-72II Tr.2 流路断面(東から)



図5 E6-3-72II Tr.3 流路全景(西から)



図6 E6-3-4 S001流路(南から)

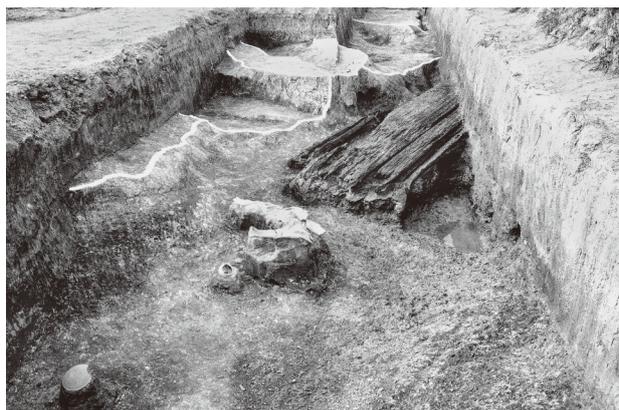


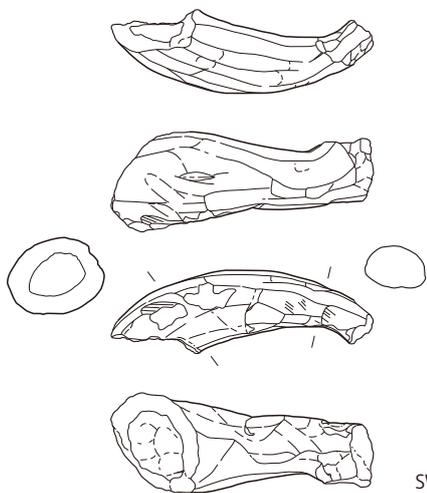
図7 E6-3-4 S001流路内木橋及び遺物出土状況(南から)



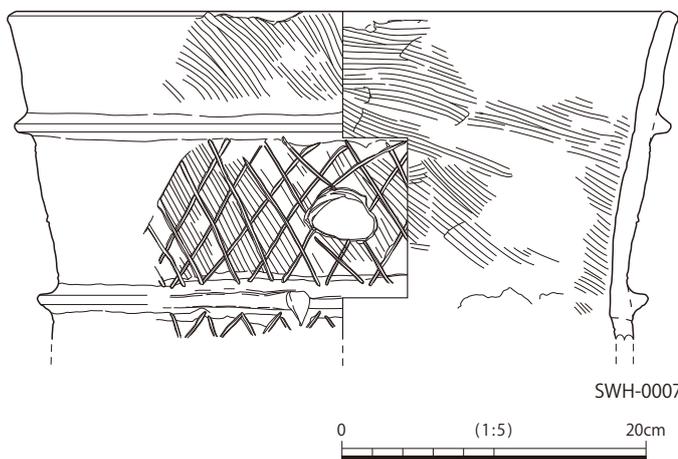
図8 E6-3-4 木橋・東側調査区拡張後(南西から)



図9 E6-3-4 S001流路内木橋・上部材撤去後(南西から)



SWH-001



SWH-007

0 (1:5) 20cm

図10 新堂遺跡E6-3-4 S001流路出土埴輪 1:5

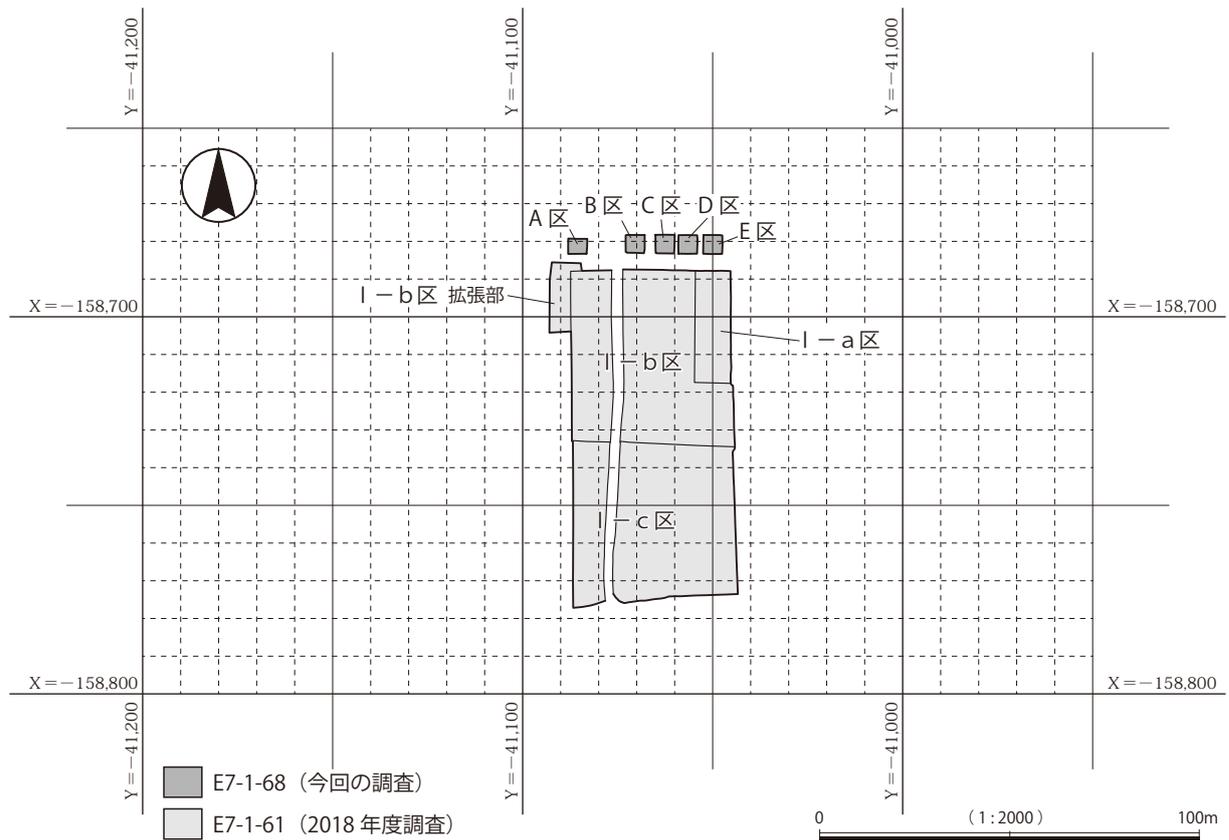


図11 調査区配置図 1 : 2000

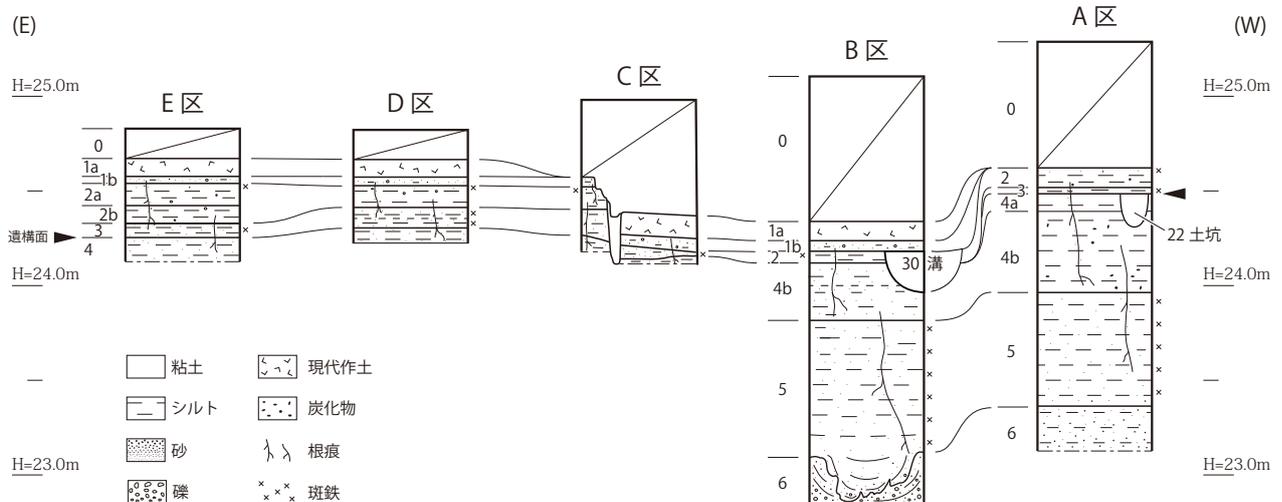


図12 柱状図 1 : 40

4 基本層序 (図12)

今回、本調査区の南に近接する新堂遺跡E7-1-61の調査成果及び堆積状況を参照し、全ての調査区において基盤層である第4層上面を遺構検出面とした。

本調査区では調査着手時点ですでに造成工事が進められており、最上部に盛られた現代盛土を第0層とした。以下、第1層(現代作土層)、第2層(作土層)、第3層(作土層もしくは古土壌)、第4層(遺構面基盤層)までを全区で統一した。A区とB区のみ、下層確認掘削により第5層及び第6層の水成層を確認している。

- 第1層：黄灰色～黒色砂礫混じりシルト(現代作土層)
- 第2層：土器を含むにぶい黄色～灰黄色砂混シルト(上層との層理面に酸化鉄集積、点状マンガン斑含む、作土層)
- 第3層：弥生土器を含む明黄褐色細砂混シルト(点状マンガン斑含む、作土層もしくは古土壌)
- 第4層：浅黄～黄褐色シルト～シルト混細砂(A区は炭化物粒含、点状マンガン斑すこぶる富む、上層との層理面にマンガン集積、遺構面基盤層)
- 第5層：浅黄色シルト～細砂(無遺物、発達した割れ目に灰色細砂混シルトが充填、基質は不定形斑鉄すこぶる富む、上層からの根による擾乱、水成層)
- 第6層：灰白色粗砂混シルトもしくは極粗砂主体の中砂～細礫(無遺物、上方細粒化、水成層)

本調査ではこの層序を使用し、分層や遺物の採取を行った。各調査区の間には隙間があり、土層断面が連続しない為、基本層序を柱状図として図12に示した。

A～C区間で第4層の検出高に約10～35cmの高低差が生じている。これは、新堂遺跡E7-1-61区から続くA・B区間を南北に縦断する水路や、B・C区断面に現れる溝の存在から、耕作地に起因する段差であると考えられる。第2層の堆積以前に第3～4層が削平され、現在の客土により埋没するまで、条里に基いた段差地形が耕作地として維持されていた様子が窺える。

5 検出遺構 (図13～39)

遺構は、A～D区合わせて30基を検出した。その内訳は、土坑2基、溝2条、ピット26基である。E区においては遺構を認めなかった。遺構面直上で検出した遺構で埋土と基盤層の差が判然としないものは、埋土の上層を2～3cm程度掘り下げて遺構の確認を行った。ここでは、検出した遺構を調査区ごとに記述する。

【A区】 (図14・15・18～25)

A区は新堂遺跡E7-1-61区調査のI-a区北側に近接する為、その調査成果から竪穴建物跡などの存在が見込まれていたが、今回の調査ではそれらの遺構は検出されなかった。

A区では土坑、ピットを検出した。土坑は、19・22の計2基を検出した。19土坑は深さ約4cmと浅く、断面形状もやや不整形であり、いわゆる落ち込みであると考えられる。22土坑は検出長辺0.72m、深さ0.18mを測るが、南部が調査区外に出ている為、全体形状を把握し得ない。土器が纏まって出土している。ピットは、15～18・20・21・23～29の計13基を検出した。ピットの深さは検出面から概ね10～20cmである。27ピットは19土坑に上部を削平される。これらピットの配置に規則性は無く、性格は不明である。

【B区】 (図14・15・26～28)

B区からは、溝を1条確認した。30溝は、B区の西壁沿いを南北方向に縦断する溝で、北・南・西側が調査区の外に出ている為、延長及び幅は不明である。南壁断面の堆積状況から、第2層上面に帰属すると推定する。新堂遺跡E7-1-61区で検出された条里の坪境溝に接続すると考えられる。

【C区】 (図16・17・29～32)

C区からは、溝を1条、ピットを9基検出した。C区の東部に比高差約20cmの段差があり、東側が高い。09ピットは東側の段差上部、他の遺構は全て段差下部で検出された。A区同様、これら遺構の配置には規則性が見

出せず、性格は不明である。遺構埋土から遺物は出土しなかった。

【D区】 (図16・17・33・37)

D区からは、ピットを4基検出した。01ピットは底部不整形で、同一遺構内に2か所の落ち込みが確認できる。A・C区同様、これらの遺構の配置に規則性は見出せず、性格は不明である。遺構埋土から遺物は出土しなかった。

6 出土遺物 (図40)

今回の調査では、総点数318点の遺物が出土した。完形品はなく、遺物の多くが器面の摩耗した土器の細片であり、大半が器種、部位すら不明瞭なものであった。実測に耐え得る遺物がほぼ無いため、口縁部、底部及び調整痕の比較的明瞭な体部片の写真を図40に掲載した。以下、出土遺物について遺構出土遺物、包含層出土遺物に分けて記述する。

遺構出土遺物

遺構からは193点の遺物が出土した。これらは全てA区で検出した遺構から出土したものであり、他区の遺構から出土した遺物は無い。22土坑、23ピットからの出土量が他の遺構に対し比較的多く、22土坑から118点、23ピットから63点の土器が出土した。22土坑出土の土器は破片ごとの色調、胎土が概ね揃う為、同一個体の破片片であると思われる。不明瞭ではあるが、外面にタタキ調整痕が微かに見られる。23ピットからは甕の底部片が出土している。平底の甕で、底部から体部にかけて外面に斜め方向のタタキ調整痕が残る。弥生時代後期後半から後期末のものと思われる。その他の遺構からは12点の土器が出土している。摩耗した細片の為、器種や器形、調整はほぼ確認し得ないが、不明瞭ながらタタキ調整痕の残るものが散見される。

包含層出土遺物

包含層からは125点の遺物が出土した。そのうち、105点がD区第3層の一部に纏まって出土したものであり、調査区全体の遺物出土は非常に少ない。

E区の第1～2層機械掘削時に土器2点、須恵器1点が出土した。土器2点は壺の口縁部である。細片のため断定できないが、弥生時代の所産と推定する。須恵器は坏身の口縁部で、古墳時代後期のものと推定する(図40-3)。D区の第2層からは瓦器の体部片が1点出土した。1cm大の細片で、詳細不明である。第3層からは108点の土器細片が出土した。遺構出土遺物と同様、体部外面にタタキ調整痕の残るものが僅かに見られる。

7 総括

今回の調査は、土地区画整理事業に伴うE7-1-61のI区北端から4m程北で実施したもので、調査範囲はおよそ3.5m四方が5か所である。各区の遺構密度は南側の調査地と同様で、遺構はA区の弥生時代後期に属するもの以外、時期不明である。

A区の第4a層上面で検出した22土坑・23ピットなどは、南側の自然遺構(S0446)・井戸S0447と同一面(E7-1-61 I区の3-3層上面)と考えられる。また、南側の竪穴建物2と同一面と考えられる第4b層上面で検出した24~29ピットは、本来の切り込みが第4a層である可能性もある。これらA区の遺構から出土した土器は、南側の居住域と同じ弥生時代後期のものであることから、居住域は沖積リッジの高まりに沿ってさらに北側へと広がる可能性は高くなった。しかし、弥生時代後期より新しい時代の遺物を確認できなかったため、南側の調査で指摘された古墳時代にかけて集落域が北に移動する可能性については検証することができなかった。

なお、弥生時代の集落が立地する沖積リッジの形成時期を知るためA・B区で下層確認を実施したが、遺物は出土せず時期を明らかにできなかった。標高24.1~

24.5m以下の細砂~シルト(図2の第4・5層)は、標高23.1~23.3mで砂礫となり、直近の下層調査トレンチやボーリング資料と同じ状況であったため、沖積層と考えられる(E7-1-61報告書:図72~74参照)。

今回の調査地及び周辺には、弥生~古墳時代遺構面上に古代以降の作土層が堆積しており、耕作地には自然地形の影響を排除できなかった土地を除き条里制による正方位の土地区画が施されている。これら耕作地は本市の南にある狭山池を水源とし、池の中樋から配水される水利網に組み込まれている。その状況は「松原村絵図」(図3)のとおりで、調査地が位置する新堂は段丘上と崖下の一部を大座間池により灌漑し、低地部を清堂池と宮ノ池により灌漑していた。現在A・B区間を流れる用水路は南の宮ノ池から延びるもので、B区の30溝はその前身である。この溝は足利健亮による条里遺構復元案のP₀にあたり(図2)、「松原村絵図」に描かれることから(図3の244番と245番の耕作地の間)近世に遡ることは確実である。南側I区で正方位の耕作溝が検出され、包含層より中世の遺物が出土していることから、遅くとも中世には一帯が離水し耕地化したと考えられる。

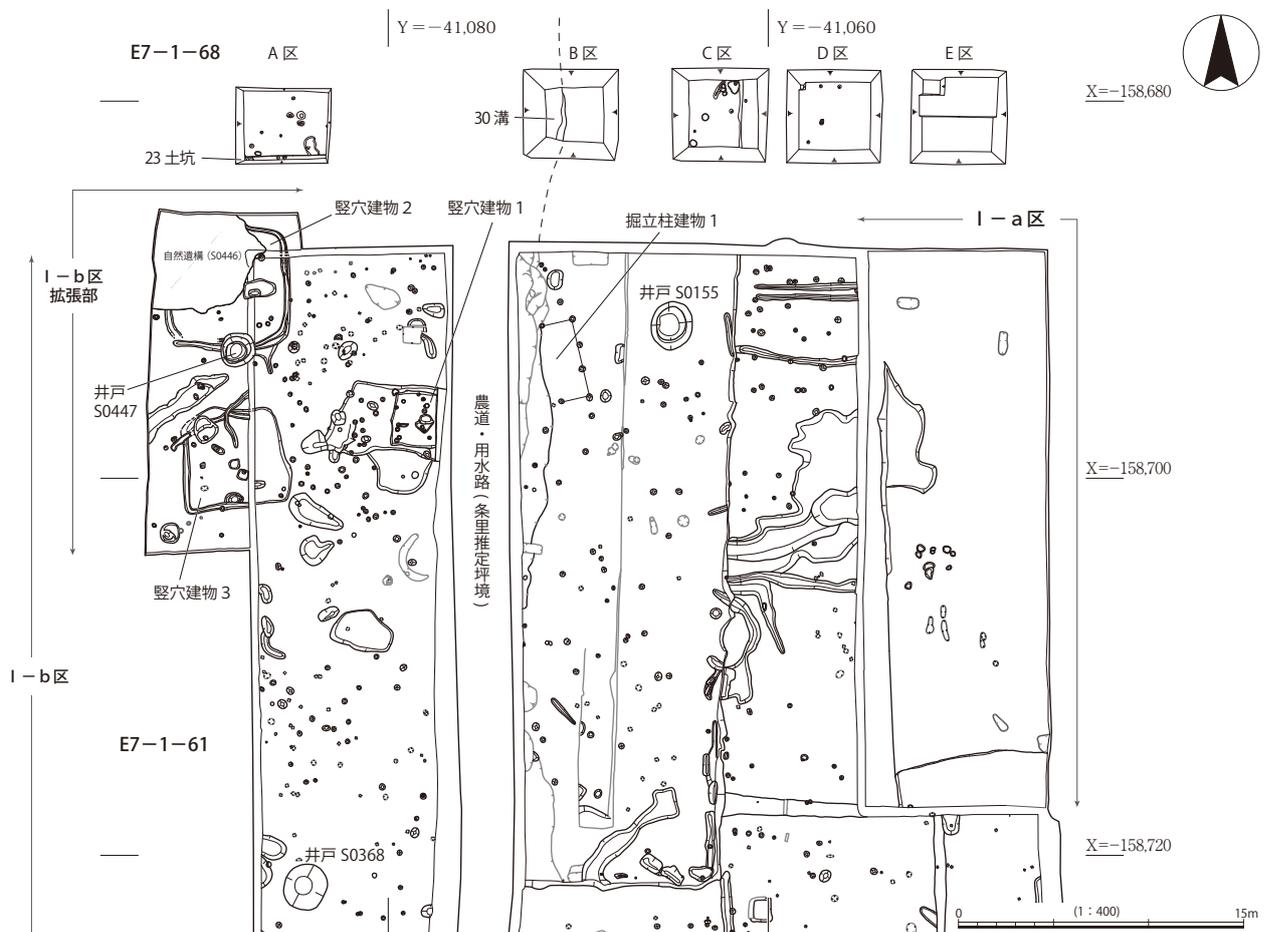


図13 調査区平面図 1:400

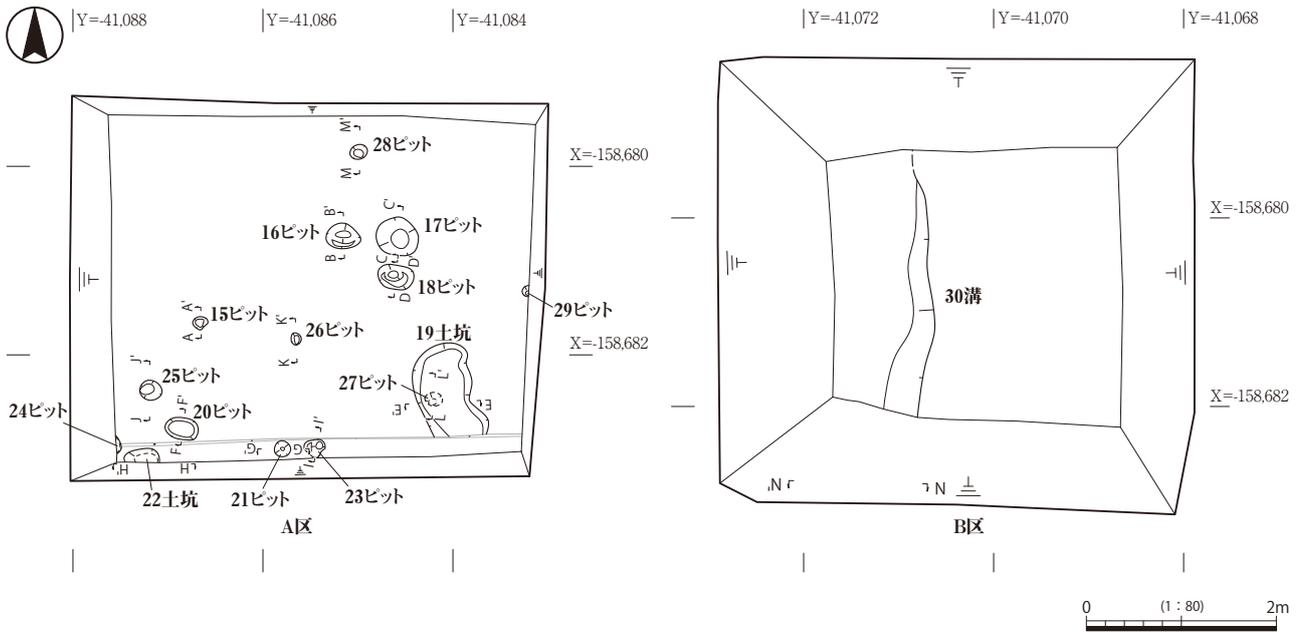


図14 A・B区遺構平面図 1:80

A区

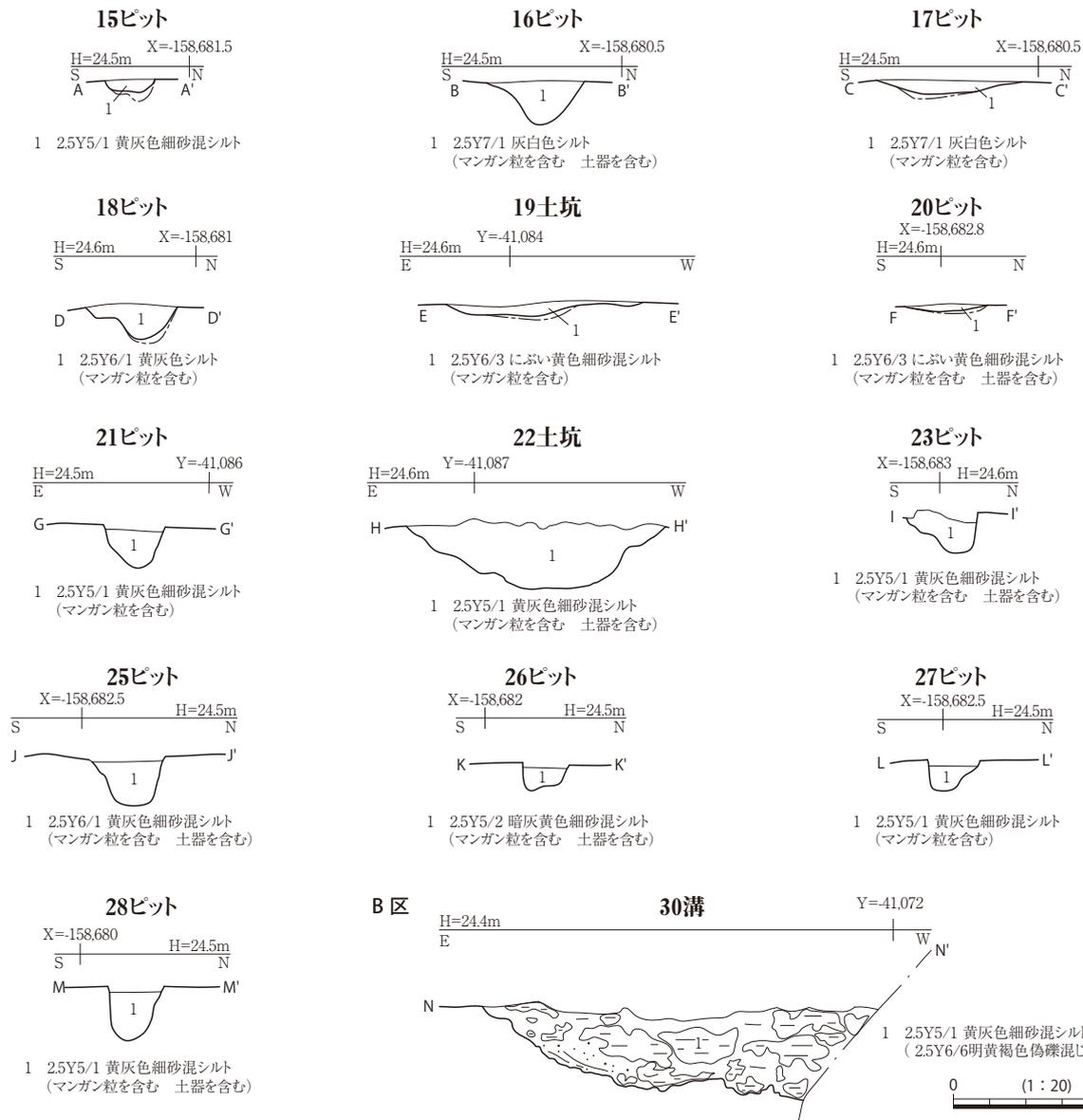


図15 A・B区遺構断面図 1:20

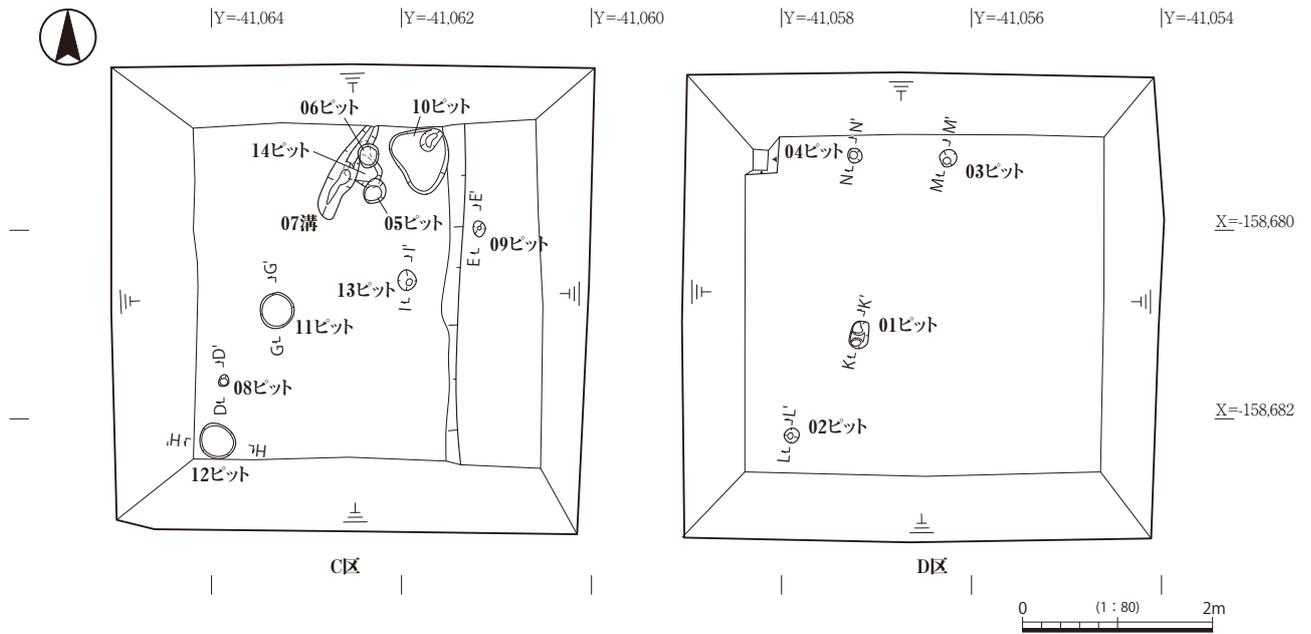
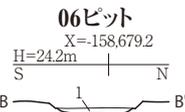


図16 C・D区遺構平面図 1:80

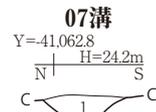
C区



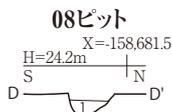
1 2.5Y5/1 黄灰色シルト
(マンガン粒を含む)



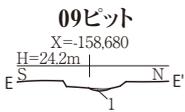
1 2.5Y5/1 黄灰色シルト
(マンガン粒を含む)



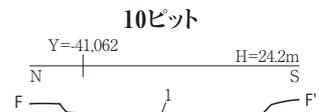
1 2.5Y4/1 黄灰色シルト
(マンガン粒を含む 炭化物を含む)



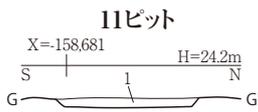
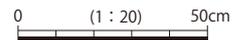
1 2.5Y5/2 暗灰黄色シルト
(マンガン粒を含む)



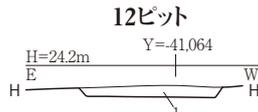
1 2.5Y6/1 黄灰色細砂混シルト
(マンガン粒を含む)



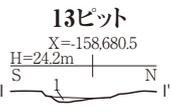
1 2.5Y6/2 灰黄色シルト
(マンガン粒を含む)



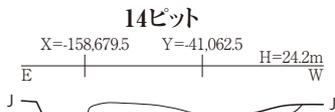
1 5Y6/2 灰オリーブ色シルト混細砂



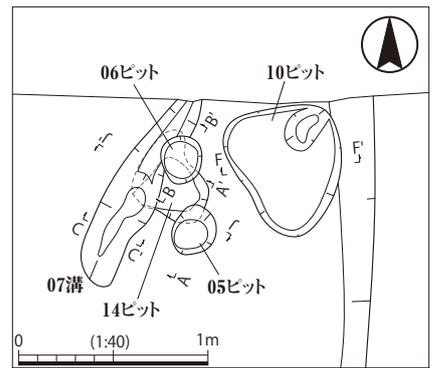
1 2.5Y6/4 にぶい黄色シルト



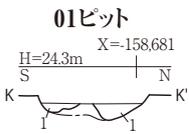
1 5Y6/2 灰オリーブ色細砂



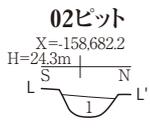
1 2.5Y4/1 黄灰色シルト
(マンガン粒を含む 炭化物を含む)



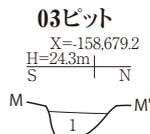
D区



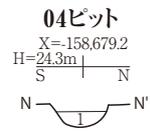
1 2.5Y6/1 黄灰色細砂混シルト
(マンガン粒を含む)



1 2.5Y7/2 灰黄色細砂混シルト
(マンガン粒を含む)



1 2.5Y7/1 灰白色細砂混シルト
(マンガン粒を多く含む)



1 2.5Y7/2 灰黄色細砂混シルト
(マンガン粒を含む)

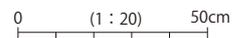


図17 C・D区遺構断面図 1:20、1:40

A区

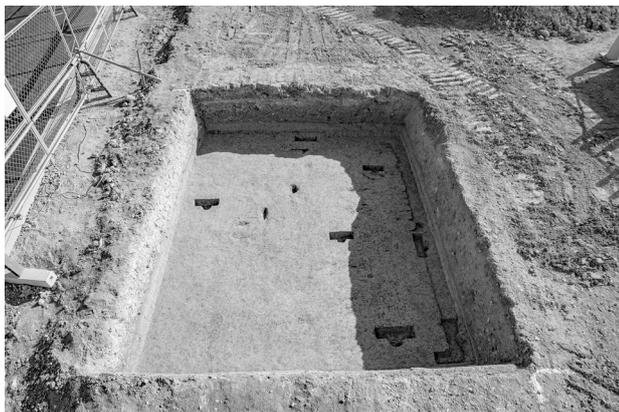


図18 A区第4層上面完掘全景(西から)

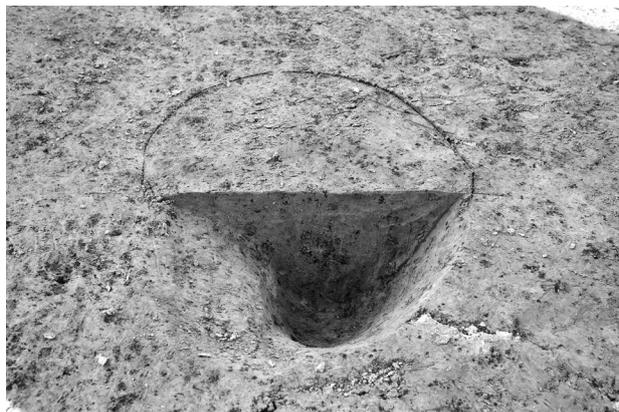


図19 16ピット断面(東から)



図20 22土坑断面(北から)



図21 23ピット断面(東から)

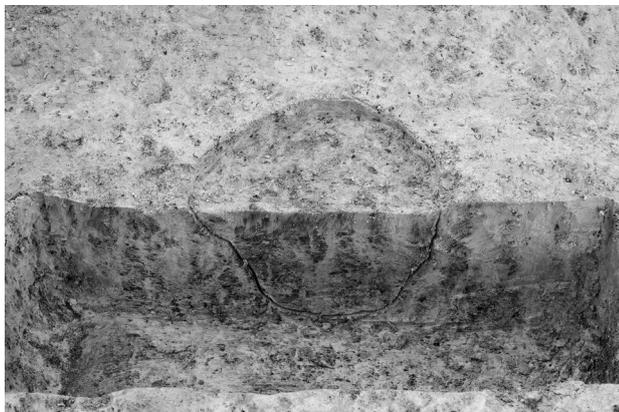


図22 25ピット断面(東から)

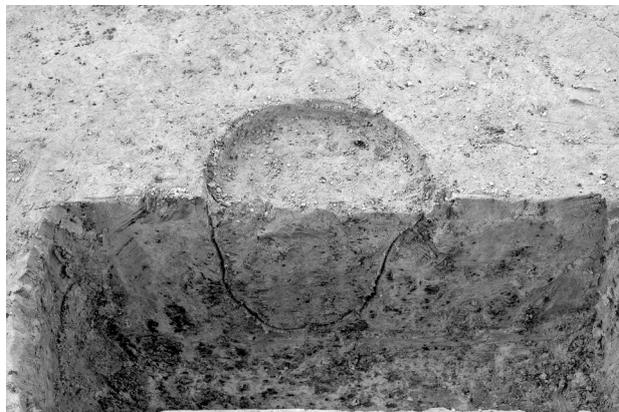


図23 28ピット断面(東から)



図24 A区南壁断面(北から)



図25 A区南壁断面下層確認(北から)



図26 B区完掘全景(西から)



図27 30溝断面(北から)



図28 B区南壁断面(北から)



図29 C区完掘全景(南から)



図30 07溝断面(南から)



図31 08ピット断面(東から)



図32 C区南壁断面(北から)

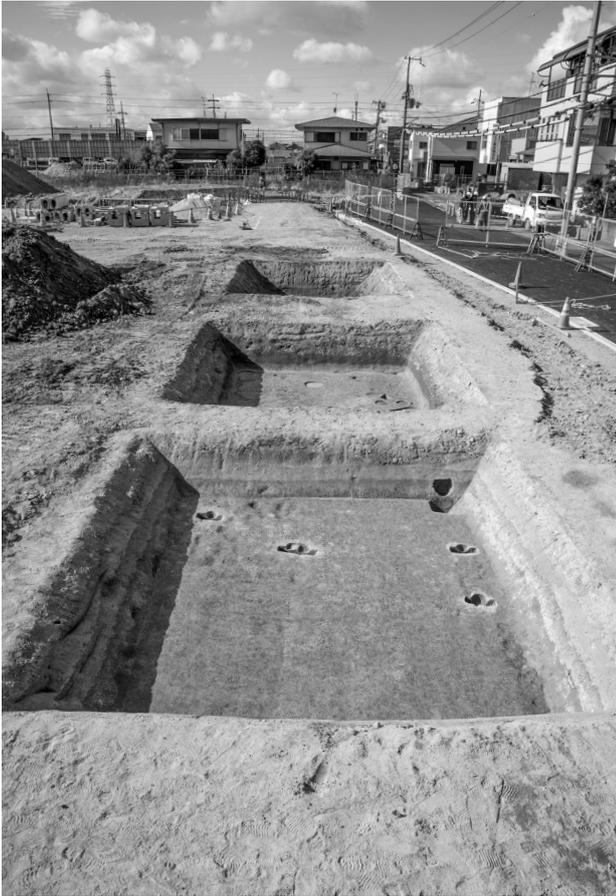


図33 D区完掘全景(東から)

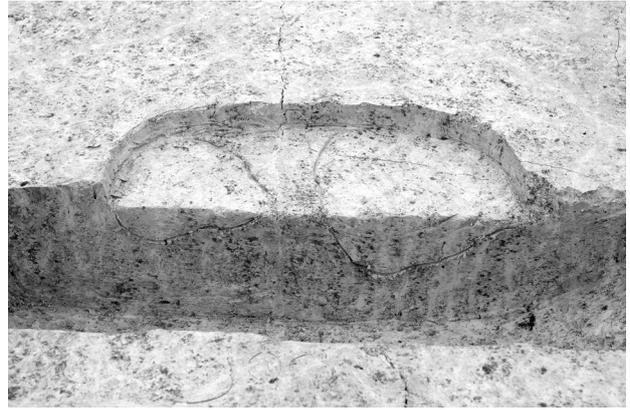


図34 01ピット断面(東から)



図35 03ピット断面(東から)



図36 D区西壁第3層遺物出土状況(東から)



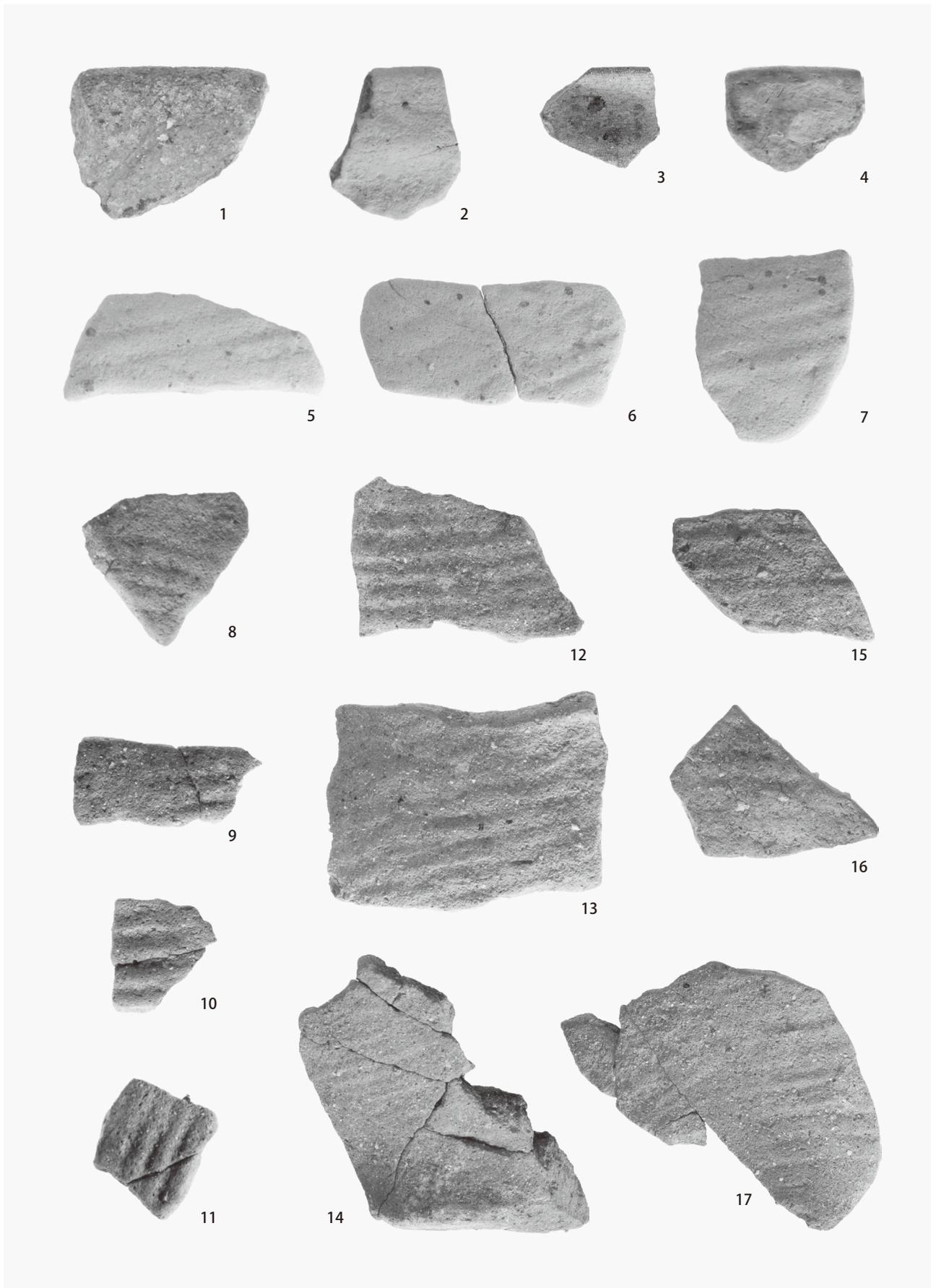
図37 D区南壁断面(北から)



図38 E区下層確認(東から)



図39 E区南壁断面(北から)



1~3 E区 第1~2層出土
4 D区 第2層出土

5~7 A区 22土坑出土
8~15 A区 23ピット出土

16~17 D区 第3層出土

図40 A～E区出土遺物

報告書抄録

ふりがな	しんどういせき2							
書名	新堂遺跡 2							
副書名	松原市新堂4丁目土地区画整理事業地区内における店舗建設工事に伴う 新堂遺跡E7-1-68発掘調査報告書							
シリーズ名	松原市文化財報告							
シリーズ番号	第11冊							
編著者名	大矢 祐司、丹生 泰雪							
編集機関	松原市教育委員会							
所在地	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 TEL 072-334-1550(代)							
発行年月日	令和3年(2021)3月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	発掘期間	調査面積	発掘原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
しんどういせき 新堂遺跡	おおさか 府 大阪府 まつばら しんどう 松原市新堂4丁目	27217	32	34° 34' 07"	135° 33' 08"	20210105 ～ 20210115	63.7㎡	店舗建設 に伴う 記録保存 調査
収録遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
新堂遺跡	集落	弥生時代	ピット、土坑	弥生土器	A区で弥生時代後期の遺構を検出。			
	集落	不明	ピット、土坑、 溝	なし	D区の遺構は弥生時代後期に帰属する可能性はある。			
	散布地	弥生時代、 古墳時代、 中世	包含層	弥生土器、土師器、 須恵器、瓦器				
	田畑	近世	溝	なし	現在の用水路の前身となる溝。条里坪境溝で近世の松原村絵図に描かれる。			
要約	<p>今回の調査は、新堂遺跡E7-1-61のI区北端から4m程北の地点で実施したものである。</p> <p>A区で検出したピット及び土坑は出土土器から弥生時代後期と考えられる。B～E区は遺構から遺物が出土しなかったため帰属時期は不明である。ただし、D区では遺構面直上層から土器が出土しており、A区と同時期に帰属する可能性がある。</p> <p>今回の調査により、南側で確認された弥生時代後期後半～末の住居跡がさらに北へと広がる可能性が高くなった。</p>							

松原市文化財報告 第11冊

新堂遺跡 2

松原市新堂4丁目土地区画整理事業地区内における
店舗建設工事に伴う新堂遺跡E7-1-68発掘調査報告書

発行年月日 令和3(2021)年3月31日
 編集・発行 松原市教育委員会
 〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号
 印刷・製本 能登印刷株式会社
 〒920-0855 石川県金沢市武蔵町7番10号